

平成29年12月26日

## 竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

竹原市農業委員会  
会長 祐本 征武

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり定める。

### 1. 担い手への農地利用集積面積について

#### (1)担い手への農地集積面積の目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状(平成29年4月)	628ha	37ha	5.9%
目標(平成32年4月)	628ha	50ha	8.0%

#### (2)前項の目標を達成するための具体的方法

- ・地区別の人・農地プラン策定を推進することで、農地の集団化、連担化を図り、担い手ができるだけ少ない負担で農地の引き受けが可能となる環境を整える。
- ・農用地の利用集積を進めるに当たっては、担い手の意向に応じて農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集積を推進する。

### 2. 遊休農地の解消面積について

#### (1)遊休農地の解消面積の目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休率(B/A)
現状(平成29年4月)	662ha	34ha	5.1%
目標(平成32年4月)	662ha	17ha	2.6%

#### (2)前項の目標を達成するための具体的方法

- ・日常的な農地パトロールを通じて、新たに発生した遊休農地や集団的な遊休農地を把握し、振興作物(ばれいしょ、ぶどう等)の作付による解消を推進する。

### 3. 新規参入者について

#### (1)新規参入者数の目標

	新規参入者数	新規参入者による集積面積
現状(平成29年4月)	2名	2.0ha
目標(平成32年4月)	8名	8.0ha

#### (2)前項の目標を達成するための具体的方法

- ・新規参入者を育成・確保していくため、関係機関と連携し、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく。